



# 第 1 章 本計画について

## 1 計画策定の趣旨

平成29年9月現在、日本の高齢者人口（65歳以上人口）は3,510万6千人、高齢化率は27.7%となっており、近年増加を続けています（出典：「人口推計」（総務省統計局））。本市においても、平成29年9月30日現在、高齢者人口は100,862人、高齢化率は20.8%となっており、平成27年に団塊の世代が65歳を迎えて以降、高齢者人口はますます増加し、今後も、高齢化がさらに進行し、特に後期高齢者が急増することが予測されています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯のますますの増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性、医療の必要性を合わせ持つ重度要介護者の増加による、医療及び介護の連携の必要性、介護職員の人材不足などの問題への対応が課題となっています。

また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延ばしていくことも求められています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進が引き続き課題となっています。

この体制を深化・推進していくため、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる包括的な支援体制づくりを進めることが重要視されています。

本市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。

第7期計画では、第6期計画での取組を踏まえ、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指します。

## 2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻くさまざまな問題に対して、本市が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者に関する施策全般を計画するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、要介護認定者等の人数、要介護者等のサービスの利用意向等を勘察し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的とするものです。

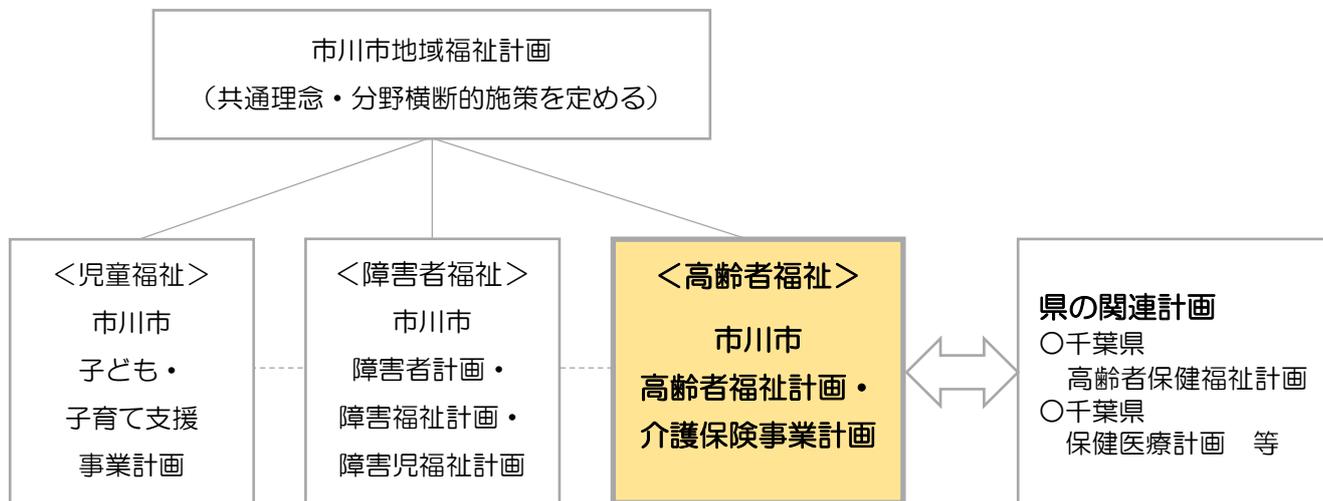
なお、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められています。

## 3 計画の位置付け

本計画は、高齢者の生きがいや社会参加をはじめ、高齢者を中心とした市民生活の質に深く関わる計画であることから、地域における高齢者・障害者・子ども等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定める市川市地域福祉計画の内容を踏まえて策定する行政計画です。

また、県で定める計画との整合性を図るほか、障害者施策、保健や医療施策などの高齢者福祉等に関する他の個別計画との整合性・調和を図り、本計画を推進していきます。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画と関連する諸計画の位置付け



## 4 計画の期間

本計画の対象期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

第6期計画から、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域包括ケア計画」としての位置づけを行いました。

第7期計画においても、2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（平成52年）に向けて、地域の実情にあわせた地域包括ケアシステムの深化・推進を見据えたものとしてします。

